農林漁業施設資金（災害復旧）の概要

果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用を日本公庫等が融資します。

1　借入対象者

（１）農林漁業を営む者

（２）農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

2　資金使途

災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

（１）果樹の改植等（主務大臣指定施設）
果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用

（２）個人施設（主務大臣指定施設）
農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用

（３）共同利用施設
農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用

3　借入条件

（１）借 入 金 利　　２．３５％～３．４０％（令和８年 10 月 20 日現在）

（２）償 還 期 限　　15 年（うち据置期間３年）以内
（果樹は 25 年（うち据置期間 10 年）以内、共同利用施設は 20 年（うち据置期間３年）以内）

（３）貸付限度額　　負担額の 80％又は１施設当たり 300 万円（特認 600 万円、漁船（20 トン未満：1,000 万円、20 トン以上:最大 11 億円））のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の 80％）

4　取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

5　問い合わせ先

□㈱日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）
□沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）